

# 令和4年度貸付申請者募集のご案内

## 離職介護人材再就職準備金貸付制度

茨城県内で、介護職員として再就職する方に、再就職にかかった費用について、40万円以内（一人一回限り）でお貸しします。再就職後、2年間継続して介護職員として業務従事すると、貸付金は全額返済免除になります。

- \* 2年間介護業務に従事できなくなったときは、貸付金を返還していただきます。  
(返還期間1年以内)
- \* 返還期限までに返還できない場合は、年3.0%の延滞利子が増算されます。

離職したら「茨城県福祉人材センター」に求職登録をしてください。

まず、お電話を…029-244-4544

貸付対象となる方・・・以下の全項目を満たす方となります。

- ・「茨城県福祉人材センター」に求職登録済の方
- ・茨城県内の介護保険サービス事業所、施設等※1に正規職員又は常勤※2の介護職員として再就職した方
  - ※1 障害者福祉サービスの事業者は対象となりません。※2 事業所における勤務時間が、当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していること。
- ・介護保険サービスの事業所・施設等（障害福祉サービスの事業所等を除きます。）で実務経験1年以上（雇用期間365日以上、介護職員業務従事期間180日以上）有する方
- ・直近の介護職員を離職後、1か月以上経過している方
- ・次のいずれかの資格を有する方
  - ① 介護福祉士
  - ② 実務者研修修了者
  - ③ 介護職員初任者研修修了者  
(介護職員基礎研修、旧ホームヘルパー養成研修1級2級課程修了者を含みます。)

【貸付申請】に関するお問い合わせは

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部 TEL029-350-8366

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館3F

【求職登録】に関するお問い合わせは

茨城県福祉人材センター TEL029-244-4544

水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館2F

## 貸付対象となる経費

- \*再就職先勤務開始月3か月前から勤務開始月までに要した一時的な費用となります。
- \*単体費用が3万円以上の場合は、領収書のコピーが必要です。

- 新勤務先が現居住地より遠方のため、  
通勤に要する自転車やバイク、自家用車を申請者名義で新規に購入する費用等  
(買い替えは対象外です。)
- 転居する必要がある、転居した場合の転居費用、礼金敷金や仲介手数料等  
(家賃、管理費等の恒常的経費は、対象外です。)
- 新勤務先で必要な被服費、靴、鞆、道具等の購入費
- 就職活動中の、子供の預け先を探す活動費
- 介護の学び直しのための講習会参加費用、国家試験受験手数料、参考図書購入費用
- 再就職に必要な情報収集のためのパソコン、プリンター等購入費用 など

## 申請の手続き…詳細は茨城県社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

- \*再就職した翌々月末までに、貸付申請書を茨城県社会福祉協議会へ提出してください。
- \*貸付には、連帯保証人（独立した生計を営む方で市町村県民税非課税でない方）1名が必要です。
- \*申請書類は茨城県社会福祉協議会のホームページより、ダウンロードしてください。
  - 貸付申請書（第3号様式）
  - 雇用証明書（第5号様式）・・・新勤務先の証明が必要です。
  - 介護職員業務従事期間等証明書（第6号様式）・・・従前勤務先の証明が必要です。
  - 再就職準備金利用計画書（第7号様式）・・・費用明細を記入してください。
  - 個人情報の取扱いについて
- \*提出された申請書類等を審査のうえ、貸付の可否を決定します。貸付決定後借用証書を提出していただき、指定口座に貸付金を交付します。

### 【令和4年度貸付申請受付期間】

令和4年5月16日（月）～令和5年1月31日（火）

### 【申請期限】

就職月	申請期限	就職月	申請期限
令和4年1月～4月	令和4年6月30日	8月	10月31日
5月	7月29日	9月	11月30日
6月	8月31日	10月	12月28日
7月	9月30日	11月～12月	令和5年1月31日